

議案第63号

財産の取得について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定に基づき定める備前市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年備前市条例第60号)第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示

種別 物品

品名 学習系タブレット及び周辺機器

2 契約の相手方

備前市伊部1722番地1

株式会社ライズオカヤマ備前支店

支店長 高橋 恵

3 契約の方法 指名競争入札

4 取得金額 173,028,570円

5 契約期間 議決の日の翌日から令和2年12月25日まで

6 理由

備前市立小・中・高等学校の児童生徒及び教職員が使用するタブレット端末等の老朽化に伴い更新するものである。

令和2年8月6日提出

備前市長 田原 隆雄